

旅館業の承継承認申請（事業譲渡）について

承継承認申請は、営業者の地位を承継しようとする場合に事前に行う手続であり、新たな許可申請や営業開始前の検査は不要となります（申請手数料 7,400円）。

ただし、構造設備に変更がある場合は、その程度により、新たな許可申請が必要となることがあります（申請手数料 22,000円）。

●事業譲渡により、営業者の地位を承継する場合の手続

事業譲渡契約の効力発生前に承継承認申請してください。事業譲渡契約の効力発生後は承継承認申請することができず、新たな許可申請が必要となりますので、ご注意ください。

1. 申請に必要な書類

- (1) 承継承認申請書(申請者は譲渡人と譲受人の連名となります。)
- (2) 事業の譲渡を証することとして、次の事項が記載されている書類（譲渡契約書又は譲渡人と譲受人両名による覚書等であって、譲渡する旨を証する書類）
 - ・ 譲渡人氏名、住所（法人にあつては名称、代表者名及び主たる事務所の所在地）
 - ・ 譲受人氏名、住所（法人にあつては名称、代表者名及び主たる事務所の所在地）
 - ・ 営業施設の名称及び所在地
 - ・ 当該営業許可に係る事業を譲渡する旨
 - ・ 事業の効力が発生する日 等
- (3) 譲受人が欠格事項に該当しないことを示す書類（別途様式あり）

※法人の場合は、その役員を含む
- (4) 譲受人が法人の場合にあつては、法人の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書

2. 承認について

- (1) 施設敷地の110メートル以内に学校等がある場合は、当該申請書が提出された後に所轄庁等に意見照会をします。
- (2) 申請を承認した場合、旅館業承継承認書を交付しますが、事業譲渡の完了をもって承継の効力が生じます（本承認の効力は、譲渡の効力発生を停止条件として生じる）。

3. 留意事項

- (1) 営業における衛生管理に関する一義的な責任は、譲受人にあります。事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保してください。
- (2) 譲受人は、譲渡人による許可申請時又は変更の届出を行った際に提出した図面その他の書類の控えを譲り受け、適切に管理してください。
- (3) 事業譲渡の手續に基づき営業者の地位を承継した場合は、営業を承継した者の業務の状況について調査があります。
- (4) 個人事業主が法人成りした場合も、1. (2)の 事業の譲渡を証する書類が必要となります。
- (5) 許可を受けている事業の一部を譲渡する場合は、本承継承認の対象とはなりません。

お問い合わせ先

姫路市保健所衛生課 環境衛生担当

住所 姫路市坂田町3番地

TEL 079-289-1633